

反障害通信

25. 5. 3

171号

人権と反差別の違い

人権と反差別は共通することはあります。わたしは人権ということは、差別のない関係の物象化(註1)として押さえています。ところが、それだけでなく、人権と反差別ということには明らかな違いがあります

人権概念の負の側面

そもそも人権概念は、キリスト教の「天賦人権思想」から来ています。そして、「帝国主義」の時代に<帝国>中枢国がキリスト教「国」としてあり、しかも、帝国主義的侵略を軍事的なことで、もしくは軍事的なことを背景にしつつ「資本」と「キリスト教」と「人権思想」を被植民地国へ押し付けてきた歴史があります。慥かに、封建主義的差別の構造の中で、西洋的・資本主義的「人権思想」に差別の解消を求めるということもありました。インドのアウト・カーストのひとたちが、ガンジーのインド独立運動に反対し、ガンジーがハンストをもってその批判をし、皮相的にとらえるとガンジーはカースト制度を命をかけて守ったという批判が出ていたこともあります。<帝国>中枢国がイスラムの性差別的なことを批判し、人権を守るためと称して、侵略戦争をしかけていた歴史もあります。

修正資本主義としての人権論

そもそも、人権論ということは何故出てきたのかというと、資本主義の精神として「我が亡き後に洪水は来たれ」ということがあり、そもそも、悪無限的利潤の追求をなしていくと、そもそも暴力支配ということでは支配体制維持できなくなります。帝政ロシアで「人民の意思」や「社会革命党」がそれに対してテロリズムで応答するというような、剥き出しの暴力のぶつかり合いになります。また、エンゲルスが『イギリスにおける労働者階級の状態』で描いたように、労働力の生産・再生産ということさえ危うくなるのです。そこで、利害の調整や排外主義的共同性を突き出しつつ、幻想の共同体としての近代国家が生み出され、また人権思想ということで国家が人権を擁護するという幻想をふりまくのです。今日、日本で右派の国会議員が、「人権思想なんて幻想だ」とか言い出しています。慥かに、そうなのです。ですが、そもそも人権思想というのは、修正資本主義として、国家の下に国民を統合していく思想として出てきているのですから、その秘密を自ら暴いてしまうと、議会制民主主義という資本主義の支配の体制を揺るがせることになります。冒頭に書いたように、人権概念は差別のない関係の物象化と押さえ直し、では、差別を推奨・容認するのか？ と問うてみればよいのです。そこにあるのは剥き出しの暴力的対抗関係になってしまうのです。ファシズムもその一形態ですが、まさに、極右的政治になるのですが、そのことを自ら突き出し、議会制民主主義を崩壊させるのでしょうか？

人権概念で歴史的に落ちていたこと

そもそも、天賦人権思想の中での、人権概念でさえ、いろいろ脱け落とし後になってパ

ネットワーク(註2)的に追加されてきた歴史があります。端的な例が、人権思想の祖といわれるルソーが性差別の問題を脱け落としていたことを指摘できます。更に、労働者の権利とも脱け落としていました。性差別はさらにLGBTQというところまで進んでいますし、次々に新しい差別の問題の対象化が進んで来ました。そこで、「一番遅れてきた人権問題」として障害問題が挙げられています。例えば日本国憲法に基本的人権の問題で障害差別の問題は何も書かれていないけれど、「障害者権利条約」の締結の中で、「憲法に書かれていないけれど、問題にしてきた人権」ということで上書きされてきたひとつの差別事項としてあったのです。けれど、すべてのことが「人権」という範疇に納められたわけではありません。それは、障害問題でいえば、特に差別語の問題で端的に現れています。個別被差別者を指す差別語は、放送禁止語になるなりして、使用されなくなっていますが、例外があり、「知的障害者」と「精神障害者」を指す語はリベラルと言われるひとたちの間でも依然として使われているのです。

これは、人権概念では差別ということをも個別差別の羅列ということになって、そもそも差別がなぜ起きてくるのかをとらえ返せないことになってしまいます。総体的なとらえ返しのなかで、「差別の構造」というところまで深化したところで、もう一度個別差別のとらえ返しをしていく必要があります。それは、次項の資本主義社会の基底として、そしてそこに収束していくこととしてある「能力に基づく差別」というところからの根源的なとらえ返しにリンクしていきます。

能力に基づく差別

さて、「知的障害者」への差別語がまだ使われ続けることには、その差別が「能力」、とりわけ労働能力に対する差別が、この社会—資本主義社会では当然のこととしてなされていることから来ているとわたしは押さえています。言い換えれば、労働能力による差別化は、この社会で当然視されているからです。更には「障害者」が英米語でいえば、**people with disability**で、この **disability** ということが「できないこと」という意味であり、まさにその一端として「能力による差別」ということを意味していることは明らかで、「知的障害者」への差別はその極としてあると押さええます。さらにいえば、偏見ということも含めて、この社会の差別は、「能力差別」ということに到り着く、そこへ収束していくことを押さえねばなりません。

「能力の各私性」という錯誤

さてここで問題になるのは、そもそも「能力」を各個人がもっているという「能力の各私性」という錯誤の問題です。ひと(人類)は膨大なインフラを蓄積・整備すると同時に「知的な蓄積」もなしてきました。それらの一端はかつては辞書や書籍や書類という形で見ることができましたが、今日的には、インターネットの辞書や検索機能で見(音声転換ソフトで聞く)ことができます。わたしは記憶が不得手なので、単語の語彙がつかめなくなるときがあります。今はインターネット辞書や検索機能でそのことをカバーできます。今は、インターネット辞書は有料ですが、そもそも膨大な知の蓄積を使えると、そもそも能力という概念が大幅に変わってきます。今、生成AIということがでてきていて、記憶だけでなく思考ということも、集積されたデータから導き出せるようになってきています。もちろんそれは、個人の意思がコントロールされる恐れもでてくるのですが、兎に角、

「能力」ということが共有化されてきているのです。そもそも、「社会的意識」なり「共通認識」とか「共同幻想」とか「共同主観性」ということで、意識が単に個々の意識としてあるのではなく、共有化されていることが示されてきたのです。子どもが大人になることを「社会化」とか言い、またそもそも公教育過程ということが、ひととひとの関係を学んでいく場なのですが、社会的に蓄積された知の蓄積をインプットしていくという意味ももっていたのです。「能力」を個々人がもっているという「能力の各私性の論理」は錯誤だとも言い得るのです。

「能力」をコモンという概念からとらえ返す

その知の蓄積は、最近広がっている「コモン」という概念でとらえ返すことができます。資本主義社会はそれを商品化して、インプットするのを有料化し、知的財産なることで資本の所有物として「特許」とか称して有料化していて、そのことからひとがよりよく生きる阻害的なことを生み出しています。そして、無意味な欲望の再生産ということをも生み出して、却ってそれはひとの生きる障害物になってきています。それらをコモンとしてとらえることによって、ひとの疎外された関係を解消し、よりよい関係を構成していく関係性を構築していく糧になりえるのです。

反差別というところで押さえていくこと

さて、わたしはひととひとの関係を阻害していることを差別ということから読み解きながら、これまで一定の有効性をもっていたとはいえ、差別をなくしていく運動にとって、「人権概念」の限界性を押さえたところで、改めて反差別というところから、知的集積のコモンの性格を押さえたところで、それをまさにコモンとして突き出し、そのことの中から、新しいひととひととの関係性を構築していく道筋を示そうとしているのです。今こそ、反差別というところから、これまで差別分断されてきた運動の総括もなしきる中で、新しい反差別の運動に踏み込んでいくことだと念っています。

(註)

1 これはわたしが、繰り返して止揚している概念です。「物象化」の概念を突きだしたマルクスの規定は「社会的関係性を自然的関係性として取り違えること」ですが、物的・実体的に錯誤したとらえ返し、と規定できます。

2 パッチワーク自体を否定的にとらえることではありません。ただ、この項の最後に書いているように、総体的なとらえ返しが必要になるということを言いたいのです。

(み)

(「反差別原論」への断章) (101) としても)

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

◆ 「反障害通信 171 号」アップ(25/5/3)

◆ 「反差別資料室C」の「文献室」、新しい本の購入や読書に合わせて、今年4月初めに1年ぶりにリアップしました。

◆ メインホームページ「反障害－反差別研究会のHP」のIV. F[廣松ノート]
<http://www.taica.info/hiromatunote.html>に『物象化論の構図』をアップしています。

読書メモ

連載中の〔廣松ノート(7)〕の『存在と意味』の12回目と雨宮処凛さんの『相模原・裁判傍聴記』。高田一宏さんの『新自由主義と教育改革 大阪から問う』は、大阪維新の教育改革への批判的とらえ返しです。

たわしの読書メモ・ブログ 695 [廣松ノート] (7)

・廣松渉『存在と意味1—事的世界観の定礎』岩波書店 1982 (12)

第三篇 事象的世界の存立機制

第一章 事物的世界の分節態勢と空間・時間

第三節 時間的規定の形象化

(この節の問題設定—長い標題) 「現相的世界においては、反省的見地のもとで“時間的ゲシュタルト”と呼ばれる分節肢があり、先後(時間的布置)、持続(時間的延長)、間合(時間的距離)が直截的に覚知される。——過去・現在・未来は、いわゆる“心理的現在”が内部的に先時・同時・後時に分節化することによって直接的に区分されるものではなく、回想的表象世界・現認的知覚世界・予期的表象世界が、それらの世界に内属する“私”の自己分裂的自己統一を介して区別化的統一＝統一的区別の相で覚知されることに俟って時相化されるものである。但し、回想的世界・現認的世界・予期的世界がそのまま過去的世界・現在的世界・未来の世界なのではない。過去的世界・現在的世界・未来の世界、ひいては過去・現在・未来がそれとして存立するのは“時間的推移”の間主観的な形象化(直線的であれ円環的であれ)に基づいてである。——知覚的風景世界に共属する自分と他人にとって「今」は間主観的に単一・共通であるという思念と相即的に、自他にとっての先後・持続・間合も共通であるものと覚知される。この覚知のもとに、時間的持続の大きさが視覚的に現認される規則的変化の量的規定性と対応づけられることにおいて、いわゆる“時間の客観的計測”が共同主観的におこなわれる。」 414P

第一段落——端緒としての“心理的現在”としての先後・持続・間合の即自的な覚知 414-9P
(この項の問題設定) 「爰では、まず、いわゆる“心理的現在”に眼を向け、先後・持続・間合の即自的な覚知に留目するところから始めよう。“心理的現在”は、物理的に計測すれば“時間的厚み”をもっている。例えば<チン・トン・シャン>と聞こえる音響を、人は三音の分節を含む一纏りのゲシュタルトして現在的に知覚する。なるほど、或る種の論者たちは「先行する音列はもはや記憶にすぎず、感覚的に知覚されるのは現瞬間の音だけである」と主張する。しかし、そのような言い方をするのであれば、謂うところの「現瞬間の音」でさえ初めの部分はもはや記憶なのであって、最終的瞬間だけが知覚に属すると言わねばならなくなろうし、ひいては、それは音の知覚ということの全面的な否認に到らざるをえないであろう。われわれとしても、もちろん、一定限界を超えれば、先行部分は記憶のかたちでしか現前しないと認める。また単一の知覚的ゲシュタルトとして意識される形象(「ゲビルデ」のルビ)であっても、第三者的に省察すれば、すでに一定の記憶的介在に俟っているということも認める。しかし、われわれとしては、さしあたっては、現在的に覚知されているゲシュタルト的知覚、このフェノメナルな意識事態に定位することができる。」

(対話①)「偲、今聞こえている<チン・トン・シャン>という音は、現在の知覚的ゲシュタルトであり、心理的現在に属するわけであるが、この音は<チン・トン・シャン>という順序の入れ換った音とゲシュタルト的に弁別して(別々のメロディーとして)知覚される。ということは、第三者的に省察していえば、“同じ構成成分”から成っていても“時間的配列”が異なるものは相異なるゲシュタルトとして弁別的に知覚されるということを意味する。視覚的な現相の場合にも、例えば、赤・黄・青という順序での光斑の点滅と黄・赤・青という別の順序点滅とはゲシュタルト的に弁別される。触覚や味覚や嗅覚でもやはり同様である。別種の感覚の順序、例えば、光・音・香と香・光・音という順序をも、人はゲシュタルト的に区別して知覚する。マッハの実験によれば「全く異質的な諸感覚、音・色・触覚印象、等々の継起からなるリズムを創り出すことができる」由である。同様な弁別的機制が、おそらく、高等動物一般の知覚に存立するものと付度される。少なくとも人間の知覚は、その都度の感性的与件の具体的内容・種別からは相対的に独立に、時間的順序(と反省的に規定される布置関係を(インターヴァルがあまり大きくない一定限界内で)弁別的に覚知することができる。この点で、空間的知覚において二つの事物の空間的布置(前後・左右・上下)を弁別的に覚知できるのと同趣的である。——いわゆる時間的持続の大きさについてはどうか。音色、強さ、高さが全く同一の音であっても、人は長音と短音とを弁別的に聞きとる。視覚的与件の場合についても、同断であって、この点では、物体の空間的大きさ(延長)を弁別的に覚知すると類同的である。——間合についても、一定限界内では、人は“間隔”を弁別的に知覚することができる。例えば、同じ音列でも、早いリズムの場合、つまり、間合が短い場合と間伸びのしている場合とを弁別的に聞き分ける。光斑の点滅や触覚の継起などの場合も同様であり、この点で、二つの事物間の空間的な距たり(距離・間隔の大小)が知覚的に認知されるのと併行的と言うことができる。」 415-6P

(対話②)「こうして、われわれは、心理的現在において覚知される音列や運動などのごとき所謂“時間性ゲシュタルト”乃至その知覚において——空間的知覚における布置・延長・距離と併行的に——時間的布置(先後)、時間的延長(持続)、時間的距離(間合)が弁別的に認識されるということをフェノメナルな事実として立言することができる。」 416P

(対話③)「人々は、しばしば、空間的規定性については、それが感覚的に認知できる対象性であることを容認しつつも、時間的規定性については感覚的に覚知されることを認めず、「時間対象性というものはそもそも知性的反省の所産にすぎない」と主張する。ないしは、「今」という一瞬だけを感性的与件なりとし、先後・持続・間合といった規定はことごとく反省的概念にすぎないとみなしがちである。われわれはもとよりこのような臆見にくみすることはできない。尤も、われわれとしても、先後関係や持続時間といった対象性を純然たる感覚的所与であると考えるわけではない。そこには「感性的与件」と「意味的所識」との二肢的二重性が存立している。ここでは、しかし、この二肢的二重性の主題的指摘は差控えて、とりあえず、通俗的な意味での時間感覚という次元で論じておけば足る。——人は音韻メロディーのみならず、視覚的・触覚的・嗅覚的・味覚的与件の“メロディー”をも弁別的に知覚できるが、それはその都度の感性的内容(音・色・香、等々)に充たされた知覚なのであって、純粋な「今」とやらの継起ではなく、また、先後・持続といった関係

や形式の純粹直観ではない。われわれの現実的知覚において与えられるのは、その都度の感性的与件内容によって充たされたゲシュタルトなのであり、布置そのもの、持続そのもの、といった規定性が自存的に抽離されたかたちでフェノメナルに現前することはない。その点では、しかし、空間的布置や空間的延長にしても、形や色にしても、純粹にそれ自体が單純に覚知されるわけではない。にもかかわらず、人々は、リンゴの色とバラの色を同定して“赤色の感覚”を云々し、赤いリンゴと青いリンゴとの形を同定して“形の感覚”を云々する。このような立論が許されうるかぎり、メロディーやリズムに関する分析的同定にもとづいて、先後・持続・間合の“時間感覚”が存在すると主張することも同様に許されるはずである。」416-7P

(対話④)「茲に、空間的延長性や形や色といったものの“感覚”が存在すると認められるのと同等の権利において、われわれは、時間(先後・持続・間合)の感覚が存在する旨を主張することができる。このさい、しかし、われわれとしては要素主義的な感覚説を採る必要はないし、また、いわゆる素朴实在論の流儀で“感覚”にはそれに対応する原像的对象性が“实在”すると強弁する者でもない。さしあたって立言しているのは、“時間感覚”の存在が“空間感覚”の存在と同等の資格で認められるということまでである。(なるほど、時間は、空間形象や音などとは異なって、それを感受する特定の感覚器官との対応性をもたないかもしれない。しかし、この点では、いわゆる“体内時計”がそのまま対自化されるとは考えない。)当面の議論にとっては、いわゆる時間的ゲシュタルトの異相性が即自的な現在の意識において覚知されうるとのこと。そして、当の異相性が反省的には「時間的前後」「時間的持続」「時間的間合」の相違として対自化されうるとのこと、このことを銘記しておけばよい。」417-8P

(対話⑤)「ところで、例えば<チン・トン・シャン>という音響ゲシュタルトが「知覚的現在」に属するという。すなわち、それが現在の意識野、現在の現相世界に属するということは、<チン>という音と<シャン>という音とが“時間的同時”位相にあるという意味ではない。単一の音響的ゲシュタルトだといっても、例えば、鐘の音がそれに重なる場合、<チン・トン(カン)・シャン>(註)といった相で聞こえるのであって、この場合、反省的に措定される“同時”と言われるのは<トン>と<カン>とであって、メロディー全体とではない。このさい、しかも、反省的に措定される“同時”ということの位階が問題である。与件が時間的前後の布置関係にある場合には、もちろん一定の識閥内においてであるが、即自的な意識においてもそのこと(先後)意識されている。ところが、与件が同時位相にある場合には、そのこと(同時性)は殊更に意識されない。例えば、自分の掌を眺める場合、反省してみればなるほど親指と中指を同時に見ているには違いないのだが、直接的な意識においては同時性の意識は見出せない。それにひきかえ、まず親指を見てつぎに中指を見る場合、ないしは、その逆に視線を移す場合には、反省以前の意識においても、先後の関係が非措定的にもせよ意識されている。このことに鑑みれば、「先後関係」と「同時関係」とは、それが概念的に措定されるのはいずれにせよ反省を介してであるとはいえ、先後の覚知のほうが先行的・直接的であり、同時関係ということはさらなる被媒介性において対自化される間接的な所知であると言わねばなるまい。二つの与件の同時性覚知ということは、両者のあいだに先後関係の直接的覚識が認められないという否定的媒介(対他の反照区別)を経ては

じめて対自的に措定されうることであって、直接的な反省において対自化されうる先後関係とは位階を異にする。」418P

(対話⑥)「こうして、知覚的現在、反省的に措定される“瞬間的同時位相”ではなくして、反省的に対自化すれば異時にわたる間合ないし継続を懐胎している。そして、この知覚的現在という時間帯(持続)の内部における限定としてのみ、はじめて、反省的同時性(従ってまた厳密な意味での「今」)が措定されうるという事情にある。(旧来の哲学的時間論は往々「今」「瞬間」「同時」から出発しようとして諸々のアポリアに陥っているが、よしんば論理的手続きとしてはそれが許容されうるとしても、それはそもそも体験的時間の実情には合わないのである。)」418-9P

(註) <トン>と<カン>は1行に小文字で併列的に二文字同じ大きさで入れています。わたしのルビの諸式で、<カン>を(カン)と納めました。但し、ルビの場合とは反対に、<トン>が上、<カン>が下です。

第二段落——時相の分化的形成における運動・変化を「生滅」「変様」「移動」という三種類に分けて位相をとらえつつ、記憶的時空間、知覚的=現在の時空間、予期的時空間の位相をとらえる 419-26P

(この項の問題設定)「先後・持続・間合が直接的に覚知されるということは、しかし、それ自身ではまだ、過去・現在・未来という時相がそれとして覚識される謂いではなく、況んや、時間なるものの固有の存在として形象化される謂いではない。時相をもった時間なるものが固有の存在として対象的に形象化されるのは諸多の媒介を俟つてのことである。ここでは、時相の分化的形成をみる縁(「よすが」のルビ)としてフェノメナルな現在の世界の内部において知覚的に認知される相での運動・変化を「生滅」「変様」「移動」という三種類に分けて、その知覚的空間(実は「時空間」)との関わり具合を内省しつつ、記憶的時空間、知覚的=現在の時空間、予期的時空間の位相を一瞥しておこう。」419P

(対話①—「生滅」)「「生滅」は、前節でも指摘した通り、知覚的空間世界との関わりの有化・無化というべき変化であって。準反省的にいえば、生起とは空間的関わりをもち、そこに座を占めるようになること、消滅とは空間的世界内にもはや座をもたず、空間的世界と端的に無関係になること、このような様態で了解される。このさい、生滅はあくまでこの知覚的世界空間内での事件なのであって、消滅してしまった事象はもはやその属すべき別の空間的布置世界をもたない。なるほど、記憶的に回想される場合、当の事件が“記憶的空間世界”に所属するということが一応は言える。しかし、その“記憶的空間世界”なるものは、まさに当の生滅がそこで起こった“知覚的空間世界”全体の記憶的再生であって、それは決して“もう一つの可能的知覚世界”ではない。消滅してしまったものは、もはや、いかなる可能的知覚世界にも存在しないものと了解される。(尤も、夢や夢想的な想像においては消滅した事象が、かつてそれが知覚されたさいの空間的布置とはおよそ別様な脈絡で、このかぎり、別の空間的世界に再現しうる。が、これについては後に別途の論脈内で論ずる予定である。)」419-20P

(対話②—「変様」)「「変様」にはさまざまな種類があるが、知覚的世界空間との関係では、空間的大きさの変化(肥大・縮小)に定位して一般的に論定することができる。例えば、眼の前で風船が膨れるのを見る場合、この変化相での風船がそのまま知覚的現在の空間的世

界に属する。それは恰度<ド・レ・ミ・ファ>という次第に高まっていく音の全体(つまり、最後のファだけでなくゲシュタルト的全体)が知覚的現在世界に現前するのと同様である。一般論として、変様しつつある事象は、当の変様相というゲシュタルト態において知覚的空間世界に所属する。尤も、変様が緩慢である場合には、所記の状態と現在の状態とが分離して、ゲシュタルト的統一性を喪失することがある。その場合には、所記の状態が“記憶的世界空間”に所属することになるが、この初期状態は前記の意味で「消滅」したものであって、初期状態の与件はもはやいかなる可能的知覚空間世界にも所属しない。存在するのは、あくまで、変化相で知覚的に現前している知覚空間的与件だけである。」420P

(対話③—「移動」)「移動」的運動の場合、それが現在の知覚空間世界の内部で完結するケースや、運動が緩慢なケースにあっては「変様」について上述したところと同趣である。しかし、運動体が知覚的意識野を横切って知覚的空間世界を超出する場合には、それはかの「消滅」とは存在様相を異にする。例えば、猫が視界を横切って走り去った場合、その猫は消滅したのではなく、可能的知覚空間内に現存しているものと了解される。現に、視角を変えずと、同じ猫を知覚的に再認することができる。知覚的空間世界を横断(縦断)的に超出する運動体的与件は、現在の知覚空間からは姿を消しても、別の空間的世界(可能的知覚空間)に存在するものと即自的に了解される所以である。(知覚的空間世界の内部において物影に隠れたものも同様である。)この間の事情が最も鮮明に現われるのが、われわれ自身の身体的運動にともなって、知覚的空間世界(視野)が移動する場合である。例えば、町並みを歩くと、今しがた通過してきた情景はもはや現在の知覚空間には存在せず、それは“記憶的空間世界”に属する。とはいえ、知覚的空間を横切って超出した当の情景は、別の可能的知覚空間に属しているものと覚識されており、現に、われわれが振り返るとき、ないしは同じ道を再度歩むとき、それを知覚的に再認することができる。その場合には、しかも“記憶的空間世界”という一たん過ぎ去ったあの空間的世界の全体的情景と知覚的現相で再開しうるわけである。」420-1P

(対話④)「こうして、われわれ自身の継時的な身体的移動——それは一般に等速的前進運動としておこなわれる!——によって、知覚的視野空間の移動、対象的世界の流過が継行される場合、過ぎ去った知覚的空間=記憶的空間世界に所属する与件、いな、当の空間的世界そのものが、知覚的に再認=現前可能なものとして了解される。しかも、前進的歩行運動は一定のリズム感をともなって、視界の遷移そのことを時間的ゲシュタルトの相で現出せしめる。ここにおいて、過去的世界は「消滅」したのではなく、再度近く可能な在り方で、現出する知覚的空間世界とは別に、厳存するという思念が機縁づけられることになる。」

421P

(対話⑤)「われわれは、以上、運動性知覚ゲシュタルトと知覚的=現在の空間世界との関係、ならびに、それと記憶的空間世界との関係、これらの一端を検査してきた。今や予期的空間世界に關説すべき次序であるが、上述のところと平行に、ここでは次のように臆言するにとどめよう。——予科されている事象は、生滅にせよ変様にせよ移動にせよ、それが現在の知覚的空間という静止的な大枠内部にディスポジショナルに定位されている場合には、それは別の可能的知覚空間世界を思念せしめることはない。しかるに、当の予期的変化が現在の知覚的空間を超出する場合、ないしは、それが現然的知覚空間世界の大枠そ

のものを変容せしめる相で予料されている場合には、別の可能的知覚空間が表象される。
——予料的表象には、しかし、狭義の予期と夢想などの種別が存在するし、予期そのものの内部に“未来完了”を規定するとき過現未の三時相が存在するといった事情もあり、
ここには立入って討究すべき問題点が残されている。だが、これらの問題点を絡めて予期的=未来的空間世界について敷衍しえんがためにも、先決問題を処理しておかねばならない。」 421-2P

(対話⑥)「右の行文中、「記憶的空間世界」「予期的空間世界」という言葉が唐突に導入したのであったが、これらの概念は明示的に規定し返す必要がある。(遡っていえば、生滅・変様・移動と空間的世界との関係についても、変化という概念およびその様態的区別を“常識的”に先取したかたちになっており、これまた再措定を要する)。とはいえ、今暫くのあいだ常識的理解に仮托する流儀で議論を進めることを許されたいと念う。」 422P

(対話⑦)「ここでは、とりあえず、意識主体、さしあたっては「身体的自我」の脱自的な自己分裂的自己統一という態勢を勘案しつつ、フェノメナルな時空間の存在現相を追認しておくのが順路である。」 422P

(対話⑧)「知覚的=現在の意識空間が時間的な“厚み”をもっていることは上述しておいたが、この時空間はさながら相対性理論の時空間のごとき内的統一性をもっており、あまつさえ、それは身体的自我を輻湊点とするパースペクティブな構造をそなえている。覚知される空間的・時間的な“大きさ”がそれを充たす事象の“質・量”によって制約されることはあらためて指摘するまでもあるまい。ここで特記しておきたいのは、空間規定と時間規定との相互浸透的な制約性である。一直線上に等間隔に並んだ光点を順次に点滅していくとき、点滅の時間間隔を不等にすると、物理的空間距離は等しいにもかかわらず、時間間隔の大きい二光点間が大きな距離に感じられる(タウ効果)。また、直線上の光点を不等間隔にしておき、同じ時間間隔で順次に点滅していくと、物理的には同じ時間間隔であるにもかかわらず、空間的に距離の大きな二光点の継起は時間的間合が長かったように感じられる(エス効果)。このような実験事実からも明らかのように、空間知覚と時間知覚とは相互制約的であって、要言すれば、現在の知覚空間は四次元連続体的な(?)時空間系をなしている。そしてこの知覚的な時空間系が「身体的自我」に定位されているわけである。(けれど、われわれが時間感覚と空間感覚との布置・大小・距離の対応的規定性を指摘するだけでなく、時間形象をつねに空間形象との関連相で論考する所以でもある。)」 422-3P

(対話⑨)「われわれは知覚と“想像的”ないし“記憶的”な表象とを即自的に区別して意識する。なるほど、反省してみれば幻影であったことに気づくというような場合もあるが、その都度の意識において、知覚と表象とを反省以前の・直覚的に弁別しているのが常態である。ところで、「表象」の属する“時空間系”は一義的ではない。これは過現未の世界の分局化ならびに時間意識の形象化の機制において枢要な契機をなすので、若干の分析を挿んでおこう。」 423P

(対話⑩)「私はいまライターを手を持ってタバコに火をつけようとしている。私はライターから焰が出ることを予期する。予期的に泛かぶ焰は表象であって知覚ではない。だが、焰の表象は、私が手に持っているライターの穴の上に、つまり、現在の知覚空間の一定の位置に、定位されている。今度は、私がついきましたがた消えた焰を回想的に思い泛かべる。

焰の記憶表象はもちろん知覚的に現前するわけでないが、しかし、その在り場所はやはりライターの穴の上、つまり、わたしの知覚空間世界の一定個所である。このような事例においては、予期的ないし記憶的な表象が現在の知覚空間に定位的に属する、と言えよう。それはしかも、それが表象であるかぎり、現在時相に属する。——当の焰が知覚的に現前する(現前した)のは現在ではなくして今後(以前)であるにしても、表象としては時間的にも現在の知覚空間に定位されているのである。」 423P

(対話⑩)「右のごときケースは、なるほど、特殊例外的かもしれない。一般には、例えば、明日の遠足の状景を予想的に表象したり、昨日の会議の場を回想的に表象したりする場合など、当の情景的表象は眼前の知覚的空間内に定位されてはいない。それでは、それはどこに属するのか？ これを確定するためには若干の廻り途を要する。漫然と庭先を眺めていると、ふと友人某の面影が浮かぶ。彼は庭に立っているわけではない。そもそも、浮かんでいるのは首から上の顔だけである。このような場合でもやはり、当の表象は現在の意識野＝現在の知覚空間に属するというべきではないのか？ それは、たしかに、先程のライターの焰とは異なって、特定の空間的位置に定位されてはいない。それは恰度、メロデーが私の意識野＝現在の知覚空間に属するとはいっても場所的に定位できないのと類同的であって、だからといって現在の知覚空間に属しないと言うわけにはいかない。先に挙げた遠足の情景や会議の情景も同様である。それは、宙空に浮いており、知覚空間内の特定位置に座を占めているわけではないが、しかし、私の知覚的空間世界の**大枠内**には所属している。——さて、問題はここからである。遠足の情景や会議の情景は、友人の面影やライターの焰といった個別的表象とは異って、それ自身、一つの時空間的なパースペクティブな体系性をもっている。そして、この表象された時空間的体系には、この私(表象とどうかたちで登場する私の姿)も所属している。そこに現われる私自身は、概して、頭から足まで見える全一体であり、パースペクティブの輻湊点ではなくして、パースペクティブな対象的情景内定位されているのが普通である。(因みに、知覚的に現認されている私自身の姿は、頭や背中が見えないので、他人たちと相貌が異なるが、夢の世界や記憶ないし想像の世界では、私自身もまるで他人のように、全身的な姿がまるごと見える。)時によっては、表象的世界の私も知覚的世界の私と同型の姿で現われるが、その場合にも、それはやはり私自身であることが直截に認知されている。」 423-4P

(対話⑫)「こうして、予期的ないし回想的な情景が一纏まりの時空間的体系をもった表象的世界の相で分節している場合には、その情景的世界の内部に、私自身(身体的私)も一つの表象として見出される。このさい、しかも、この表象的世界は、上述の通り、私の現在の意識野＝現在の知覚空間内に——非定位的ではあるが、宙に浮いたかたちで、その大枠内に——あくまで属している。ここにおいて、「私」は知覚的世界の一成員であると同時に表象的世界の一成員でもあるという二重化された相で現前する。といっても、これら二つの「私」はあくまで同じ私なのであって、自己分裂的自己同一とでも謂うべき二重性の相で存立するわけである。(尤も、謂うところの「私」は、対象化された身体でもなければ、純粹主観といったものでもない。知覚的世界の成員としての能知的所知＝所知的能知としての「私」という身体的自我は、この文脈ではむしろ、知覚的空間のパースペクティブの輻湊点とでもいうべき相でさしあたり覚識されている。)」 424-5P

(対話⑬)「身体的自我＝「私」のこのような自己分裂的自己統一、二相的二重性における存立、強いて言いたければ「私」の脱自的な在り方、これが過去の世界と未来の世界の存在、ひいては、過去・現在・未来の存在という観念の形成にとって存在条件をなすのではないか。われわれは先に、ライターの焰の表象が現在の知覚空間に属する例に言及したが、もしこのたぐいの体験の域にとどまるならば——そこにも、なるほど、予期や記憶が存在しているのであるが、しかし——嚮に述べた「生滅」の現相様態(そこでは知覚的に現前する世界だけが在って、別の世界は措定されない)からしても、過去の世界や未来の世界というものが形象化されるには至らないであろう。現に、乳幼児や犬でさえ、ライターの焰に類する予期・記憶の体験ならもつものと推察される。例えば、犬が自分用の皿に今まさに餌が与えられようとしているのを予期したり、先ほど嚙っていた骨を(すきをみて取りあげてしまうと)探したりする場合などから、そのことが推測される。しかし、犬は(個別的な対象の再認や個別的な予期の現認はおこない得ても)おそらく、過去の世界・未来の世界という仕方で、過去・未来を形象化することはないであろう。このことは、犬が自己分裂的自己同一という脱自的な在り方を体験しえないことと相即するのではないか。」 425P

(対話⑭)「尤も、人間とて、自己分裂的自己統一を常時体験するというわけではない。知覚的空間は時間的“厚み”をもつにしても、知覚的空間世界では身体的自我の自己分裂的二重化は存立しないのが常態である。ここで併せて問題になるのが夢や夢想の場合であろう。——一般の予期的ないし回想的な表象にあっては、それが情景的に泛かぶかぎり、黙想する場合などのように知覚的与件が殆んど体感だけに限られているにしても、表象的世界は現在の＝知覚的意識野に属しつつ、知覚的に現われる「私」と表象的に現われる「私」との二肢的二重性を現成せしめる。それにひきかえ、夢をみている真最中や夢想的状態(記憶的回想であれ予期的想像であれ)にあっては、現在の意識野の輻湊点「たる「私」の意識が全く欠落してしまい、そこには「私」が現われるにしても、それは夢の世界や想像的世界の登場人物としての私だけであって、かの自己分裂的二相統一が存在しない。このことに応じて、そこでは、表象的世界(夢の世界、白昼夢的な想像の世界)があたかも知覚的空間世界(ここでは「私」の二重性がやはりみられないのが常態)であるかのごとき相貌で現識されることになる。そして、夢からさめるという事態、すなわち、知覚的世界と表象的世界の区別的分節を現前化せしめつつ「私」の自己分裂的自己統一が現出する事態において、現在の世界と回想的な世界との時空間的な区別化的再統一がもたらされる。」 425-6P

(対話⑮)「この間の機制をも勘案しつつ、今や、過現未の世界の分立、その存立構造を討究すべき段取りである。因みに、嚮に論及した「記憶的に表象される時空間的世界」「予期的に表象される時空間的世界」なるものは、決してそのまま「過去的世界」「未来的世界」と合致するものではない。このことは、いわゆる歴史的過去の世界、例えば古代世界が「過去的世界」ではあっても、私の記憶的世界ではないという一事を慮みれば明らかであろう。過現未の世界、ひいては、過現未という時間の三時相を概念的に把握するためには、身体的自我の「脱自的」な自己分裂的二相統一性という域を超えて、時間の共同主観的な形象化に視軸を転じなければならない。」 426P

第三段落——遺された未決問題の当座の討究 426-39P

(この項の問題設定)「われわれはこれまでの行論を通じて、いわゆる体験的時間に止目しつ

つ、知覚的・表象的世界における身体的自我の自己分裂的自己統一の問題にまでふれておいた。そこでは、しかし、時間的規定性はたかだかメロディーを典型とするごときいわゆる“時間的ゲシュタルト”の構造的契機として扱われているにすぎず、「先後」「持続」「間合」ひいては「同時性」や「連続性」、さらにまた「過去・現在・未来」の時相、等々、共同主観的に存立する「時間形象」とその規定態の討究が遺されたままになっている。当座の議論に必要なかぎり、この未決問題にんておくのが茲での課題である。」426-7P

(対話①)「現相的世界に共属する自分と他人とに、現前する“時間的ゲシュタルト”(メロディー、視覚的に現認される運動・変化、等)は対自—対他的に共同帰属するものと思念されており、そのさい所与現相の射映は自他で相異なるにしても、先後・持続・間合は自他で共通・単一であるものと淳朴に信憑されている。(この思念・信憑は、現相世界に共属する他人の表情・視線・挙措などによって“裏打”される。)現相的知覚世界に現出・生起した“時間的ゲシュタルト”の覚知が自他で“同時”的・相同的であるという覚識を前梯にして、例えばメロディーの長さといった個別的な事象の個別的規定性を超えて、やがては「時間」なるものが間主観的に形象化されるようになる。」427P

(対話②)「“時間”なるものが固有の存在相で形象化される機縁には諸多の契機が考えられるが、特に留意すべきものとして「周期性運動」(昼夜の交替、四季の循環といったことだけでなく、歩行運動の周期的リズムといったものをも含む)において体験される反復的再認の覚識、および、予期的現認の覚識がある。」427P

(対話③)「周期性運動においては予期的現認が再認と二重写しになる次第であるが、反復的に再認される“対象”ないし予期的に現認される“対象”は、一般に、反省的思念相で揚言すれば“客観的に実在しているもの”、しかも“実体的に存続するもの”という相で了解される。周期性運動が時間の形象化と機縁づけるどころか、時間そのものの対象として歴史的に効らいてきたのは、おそらく右の機制が介在することによってであろう。——尤も、時間なるものが对象的定在として思念され、「運動」で対象されるとしても、そこから直ちに過現未という時間が措定されるわけではない。それでは、過去・現在・未来にわたって存続ないし流過する時間という形象化がいかなる構制において存立するのであるか？」427-8P

(対話④)「一口に過現未の時相といっても、循環的時間観念の場合と直線的时间観念の場合とでは了解内容が異なってくるし、靈魂の不滅を認める文化とそれを認めない文化とでは「過去的世界」「未来的世界」の了解内実がおよそ相隔ったものになる。このことを念頭に納めつつも、ここでは一般的構図ないし論理的構制に限って論じておこう。」428P

(対話⑤)「過去的世界・未来の世界ということは、先にも断った通り、記憶的世界・予期的世界と同値ではない。しかし、われわれとしては、記憶的。予期的世界を媒介環として時間なるものの形象化にアプローチすることができる。——われわれは嚮に「表象的世界」が「知覚的=現在的世界空間」に内属する事情にふれておいたが、表象的世界は固有の時空的体系を含意しているにせよ、表象的与件そのものはあくまで現在の意識野に所属している。このかぎりでは、表象的世界は、それが記憶的であれ予期的であれ、表象としては現在のにある。ここにおいて、われわれがもし、もっぱらレアルな射映的所与に留目するのであれば、記憶的世界といい予期的世界といっても、それは所詮、現在表象されてい

る表象体系にすぎないということになる。しかしながら、「記憶的世界」「予期的世界」というものは、決して如上の心理的・現在的な表象的所与に尽きるものではない。」428P (対話⑥)「われわれの意識する「記憶的世界」「予期的世界」は、単なる「再認の覚識を伴っている表象体系」「基体の覚識を伴っている表象体系」ではなく、明らかに、それ以上の或るもの etwas Mehr それ以外の或るもの etwas Anderes である。それは「所与—所識」二肢成態であって、単なる表象的所与ではない。論者たちのうちは「以上」「以外」というのは思念たるにすぎないと評するむきもあろう。或る意味では、われわれもそのことを認めるに吝かではない。だが、論者たちは「知覚的=現在的世界」ということも、単なる知覚心像にすぎないと言うのであるか？ 従ってまた、例えば、現在の私には知覚的に現前しない隣室や戸外は端的に存在しないと主張するのであるか？ 「在る」ということは「私によっていま知覚されてある」という以上の意味をもつ。それは単に知覚されていることに対して etwas Mehr であり、 etwas Anderes である。(現に、単なる想像的世界は、表象としてあっても、私はそれを「在る」とは言わない)。当の etwas Mehr が間主観的=共同主観的に対妥当的と判断される時、私は“認識論的主観”としての資格を僭称しつつ、それを「客観的に在る」ものと了解する。(この間の機制について、その一斑はすでに前篇第三章の論脈内でふれておいたが、「在る」そのことの論究は本篇第三章を俟たねばならない。)」428-9P

(対話⑦)「記憶的世界ならびに予期的世界は、この機制に俟つことによって、心理的には再認の覚識・期待の覚識を伴って表象されているにとどまるとしても、意味的所識性においては、固有の对象的存立性をもつ或るものとして現識される。そして、当の表象的世界が現前的空間世界に内属しつつ、かの身体的自我の自己分裂的自己統一性を現識せしめる。」

429P

(対話⑧)「ここにおいて、身体的自我を二重性において現前せしめる二つの世界(記憶的世界と知覚的=現在の空間世界、または、予期的空間世界と知覚的=現在の空間世界)の関連づけをめぐって、幾通りかの反省的知見が分立する所以となる。——尚、ここには知覚と表象という二重の相で現出しつつも同一体として覚知されるごとき所知的契機も介在するのであって、二重的現出そのことでは必ずしも身体的自我が特権的であるわけではない。——」429P

(小さなポイントの但し書き)「謂うところの二つの世界が全く不変のまま現前するとすれば、その場合には、二世界が併存したままであり、動態的な時間意識も生じないことであろう。(因みに、そもそも、記憶的世界は知覚的現在世界との異化的区別性のもとにはじめて記憶的世界として現識されるのが実情であり、記憶的世界は、知覚的現在世界との対比的覚識をぬきにして、それ自身だけをいかに“眺め”ても、それだけではそれ自身の内部に過去性の意識は見出せない。)が、このようなケースは、体験的事実の問題として、むしろ例外的であるから、問題外としよう。そこで、当の二重世界に変化相での統轄的な関連性が現識される諸ケースが問題であるが、嚮にみたように、世界現相の変化は「生滅」「変様」「移動」の三類型に分けて論考することができる。／第一に考えられるのは、両世界が「生滅」という変化相で思念される場合である。一者が消滅して他者が生起するというこの思念においては、第三者的にみれば、デカルトの「連続的創造」の構図(神を除きたければテレビ

の画面——これは不斷に点滅しているが連続的に仮現する——に譬えても可)になるわけであって、そこでは時間なるものを敢て形象化しようとするれば「断滅的時間」とでも呼ぶべきものになろう。これは、しかし、超越的存在を想定しない場合には「刹那滅」の「現在主義」に帰趨し、無時間論になることであるから、ここでは立入って検討するに及ぶまい。」

429-30P

(対話⑨)「主題的な検討に値するのは、世界現相が「変様」という様式で変化することを了解しつつ、そこに移動的契機と非移動的契機とを措定する諸類型である。われわれとしては、表象的空間世界(記憶的またち予期的世界)と知覚的=現在的世界とに二様の二重相で自己分裂的自己統一的に現われる身体的自我の変容的移動に留目しつつ、まず、この身体的自我が不動的に止住する場合と、それ自身が移動的に遷移する場合とに分け、それぞれのケースに対しての移動的・非移動的な変様を対応づけて分類してみよう。」 430P

(対話⑩)「(1)身体的自我そのものは止住しつつ、世界が移動的に変様する場合。これは身体的自我が世界の移動的運動に対して外在的(世界が廻り舞台式に遷移しつつ変容するのを外部から眺めている構図)であることを必要とし、(さもないと自我も移動してしまい止住しないことになってしまう)、この点で、身体的自我が表象的・知覚的な世界に内存在するというフェノメナルな事態に抵触するので、ここでは措くことにしたい。(この構図にあっては、空間的世界と時間とが未分化であるとはいえ、廻り舞台式に世界が遷移するという想念は、「狩猟民型」の“時間”(時空間)観念と名づけることも許されよう。が、これにおいては「時間」なるものが固有の存在としては形象化されないかぎり、当座の議論では措く次第なのである。) / (2)身体的自我そのものは止住、世界も非移動的に変様する場合。ここでは、表象的世界と知覚的世界のうち、一者から他者への変様が(そこへの内部に存在する身体的自我をも含めて)もっぱら変様的变化として了解されるわけであって、自我も世界も止住している以上、そこにおける変様は空間世界内部的である。この構図にあっては、世界の変様は昼夜の交替や四季の変化などに即して形象化されうるとしても、何かしらそれが変位するために世界の変様が惹き起こされる格別な存在、変様をもたらす主宰者の或るものが想定される、というのがナチュラルな成り行きであろう。(文化史的事実を念頭においていえば、これはいわゆる「農耕民型」の時間観念とも相即する。) / (3)身体的自我そのものが(予期的であった世界へと)移動するとはいえ、世界もまた一緒に移動しつつ変容する場合。この構図にあっては、変様の移動をもたらす所以の動因について別途の考察を要するにしても、空間的世界そのものがそっくりそのまま遷移するのであるから、移動を可能ならしめる或るもの(移動的運動の可能性の条件をなす或るもの)が存在することを要し、そのものはそれ自身としては世界空間に外在的な定在でなければならない。しかも、それが移動的運動の布置と大きさを決するものであることが要件となる。このものは、それ自身としては非移動的であって且つ布置と大きさを規定しうる或るものという条件からして——文化史的経緯は措いてもっぱら論理的構制から言っても——現与の空間的世界に対して外在的な延長相で静止路線的に形象化されるのがナチュラルである。(これは「遊牧民型」とでも呼ばれうる時間観念と対応する。) / (4)身体的自我は移動的に運動するが世界そのものは移動しない場合。ここにあっては、自我の移動を自律的とみるか他律的とみるかに応じて下位区分を要するが、基本的な構図としては、絶対静止的世界の内部に変様

をもたらすところの流過的・移動的な或るものが流線的に形象化されること、(尤も、自我の運動が自律的である場合にはベルグソンの軌跡になるわけであるが)、これについては絮言を要せぬであろう。」430-1P

(対話⑩)「こうして、記憶のないし予期的な表象世界と知覚的世界という二つの世界が(厳密に言えば、自我がそれぞれの世界に二重的に内属するかぎり、表象世界どうしても可。このことに負うていわゆる未来完了のごとき時間相が可能になる)、そこにおける身体的自我の自己分裂的自己統一を介して、変樣的移動というゲシュタルトの相で統握されるとき、形象化の類型は幾つかに分かれうるにせよ、ともあれ、記憶のないし予期的に表象される世界と知覚的=現在の空間世界とが、当の変樣的移動という運動性ゲシュタルトの布置関係と持続性において経過の相で関係づけられる。」432P

(対話⑪)「ここにおいて、表象的世界との変樣的移動に定位して、記憶的世界は布置的に先行せるまさしく過ぎ去った世界(既往の世界)、予期的世界は布置的に後続する将(「まさ」のルビ)に來たらんとする世界(将来の世界)として意味づけられうることになる次第であるが、上述しておいた「移動」運動と知覚的空間世界との関係様式からして、既往的にせよ将来的にせよ、現在の知覚的空間を超出して「移動」する世界は、もう一つの可能的知覚的空間世界として了解されることを機縁づける。(現に多くの文化において、例えばシャーマンのごときは、過去や未来の世界と往来可能なものと思念されている。)そして、それらの表象的世界は、私の記憶世界、つまり「私が直接的に再認の意識を伴って表象する世界」ではないとしても、(歴史的過去の世界だけでなく、本人としてはもはや失念してしまっているような以前の体験の再生的表象世界などを含めて)、それが共同主観的既往の世界として認知されるかぎり、「過去の世界」として認証される。「将来的=未来的な世界」に関しても同様である。」432P

(対話⑫)「ところで、過去・現在・未来という「世界の変樣的移動」の構図が形成されると、この構図が知覚的(心理的)現在の内部にまで転入され、知覚的現在幅の収縮という事態がもたらされる。例えば、<チン・トン・シャン>という音が途中まで聞こえた場合、<シャン>は、嚮にみた予期されているライターの焰と同様、現在の=知覚的空間内に既往するにもかかわらず、将来に属するとされ、<チン>という音は既往的過去に属する(記憶)とみなされてしまう。」432P

(小さなポイントの但し書き)「われわれが敢て長大な廻り道を要した所以でもあるが、このさい強調しておきたいのは、逆倒した俗見に陥ってはならないことである。人がもし、<トン>=「今」、<チン>=「過去」、<シャン>=「未来」、というような仕方、知覚的現在がまず分化して、そのあと、それが次第に遠い過去や遠い未来に推及される。という具合に考えるとすれば、それは誤りである。もしそれが正しければ、犬や猫でさえ過現未の意識をもつことであろう。犬や猫は、時間的ゲシュタルトの知覚において、先後・持続・間合を契機とする「時間性感覚」はもつとしても、おそらく、過去とか未来とかいう時間観念はもたないと付度される。われわれの看ずるところ、知覚的・心理的現在の内部に過現未の時相的分化が生ずるのは、表象的世界と知覚的世界との区別化的統一を可能ならしめる所以の「身体的自我の自己分裂的自己統一」を要件とする被媒介的な後件としてである。知覚的現在は、先・後の分節化までは直接的にもたらしうるとしても、直接的には過去・

未来という観念をもたらさうるものではない。因みに、フッサールの時間論があのような結果に終らわらざるをえなかったのは、彼が折角「意識全体の瞬間性のドグマ」を批判しておりながら、知覚的現在の内部での過現未的分化という発想を採っていること、ここに淵源があるように見受けられる。)」 433P

(対話⑭)「——ここにおいて、時間なるものがあたかも「今」という瞬間的現在の継起的持続であるかのように私念される傾向を生み、あまつさえ、そのような「今」の遷移としての過現未的時間なるものが指定され、それが物象化的に錯視される所以の、誤った論理構制が立てられることになる。」 433P

(対話⑮)「この件は措いて、偕、時間なるものが間主観的に存立する形象として一たん対象化され、それが過現未を通じて定在する或るものとみなされると、「時間」は一種独特の存在性格を呈する所以となる。——われわれは嚮に、「時間」なるものが対象的に覚識される機縁のうち、特に留意すべきものとして「周期性運動」における規則的な反復的再認の覚識、および、予期的現認の覚識を挙げておいた。朝昼晩の規則的推転、昼夜の規則的交替、四季の規則的循環、このたぐいの周期性運動は、例えば、眼前での錐揉(「きりも」のルビ)み運動とか腕の回転運動とかのように知覚的現在世界に属するゲシュタルトとは異なって、記憶的世界や予期的世界を表象せしめ、身体的自我の自己分裂的自己統一に俟って、先後の持続的な統合を現識せしめる。あまつさえ、朝昼夕の推移は、太陽が東方から姿を現わし、次第に頭上へと移り、次第次第に西方へと傾いていく運動との対応性を容易に覚識せしめる。そして、太陽のこの連続的な運動は影の方向と長さの連続的な変化とも相即していることが看取される。四季の循環もまた、太陽の出現する位置、南中の位置、消失する位置、これらの位置の規則的な変化と対応性をもっていることが覚識される。この種の体験が基礎になって、連続的な時間なるもの間合ないし持続の大きさが太陽の運行上の位置ないし距離(天蓋に運行距離)——ないしはまた、影の方向や長さ——に即して間主観的に計測されることが可能になる。短時間の持続は“時間感覚”によって直截にその大きさが覚識されるのにひきかえ、或る識閥を超えた時間的長さの覚識は覚束なくなるのだが、これは規則的運動位相の感覚的認知と対応づける“計測”によって確定される。人は、空間的な長さを物體的な物差しで計るのと類比的に、時間的な長さを規則的な運動位相という物差しで計り、この運動位相と対応づけて“時間上の位置”を規定する。——時間というものが長さ(持続)や位置(時刻=時点)をもち、間隔(間合=時点間の長さ)をもつ“計測”可能な対象の相で覚識されるということは、時間が空間(線)に類する相で表象されることを意味する。——尤も、空間的な長さを延長的物体という物差しで計測するさいには、対象と物差しとが相対的静止の相で、つまり、相対的に運動しない相で対応づけられるのに対して、時間的長さを運動的变化という物差しで計測するさいには、対象と物差しとが相対的運動の相で対応づけられる。時間的測定にさいして対応づけられるのは運動的变化どうしである。この運動的变化は、生滅的变化でも変樣的变化でも移動的变化でもありうる。そして、どの種の変化も特権的ではないのであるから、どの種の変化でも他の運動的变化現象を計る物差しとなることが原理上は可能である。マッハのように「時間とは変化相互間の依属関係である」と言い切れるかどうかは問題であるが、そもあれ、時間測定とは変化相互間の対応づけであることまでは慥かであり、世界における変化が相互依属的である

かぎり、どの変化を物差しにとることも原理上は許されうる。なるほど、消滅という変化は、それ以後には対応性を失うため、時間的位置の物差しとしては充分機能しうるにせよ、これが時間的持続の物差しとされることはない。が、変様の変化は、空間性のものだけでなく、色彩の変化や温度の変化のごときものでも、他の運動的变化と一定の対応性をもっており、それが物差しの位置につくことを原理上は妨げられない。周期的変化(これには生滅的、変様の、移動的の各種がある)の場合、同じ位相状態どうしはそれ自身としては区別がつかないので、第何回目の当該位相状態であるか、その回「数」を顧慮しつつ他の運動的变化現象と対応づけられることになるが、これが物差しとされることは現に可能である。(われわれは、昼夜の交替、月の盈虧(「みちかけ」のルビ)、季節の循環という周期的変化の回「数」に即して何日、何ヶ月、何年と計測するが、周知のように、アリストテレスの有名な時間の定義には「数」による時間の形象化すらみられる。)事実の問題としては、しかし、運動的变化現象の相互的な対応づけにさいして、太陽の運行をはじめ、移動的变化が物差しとされるのが“自然的”な傾向であると言えよう。そして、この事実によって「時間」の形象化の在り方が規制される。移動的变化現象が他の変化現象を計る物差しにされるといっても、物差しとされるのは謂うなれば“純粹”な変化相であって、移動的变化体の具象的な在り方はことごとく捨象される。物差しとしての“純粹”な移動的变化というのは、つまるところ、線形の位置的移動である。このかぎり、先端が線形の軌跡を描く流過的運動が他の変化的現象と対応づけられる尺度となるわけであるが、当の流過的運動が自分以外の諸々の運動的变化を計る尺度＝時間計測の尺度とされることにおいて、それそのものが「時間」(経過を「時間で計る」当の時間)として形象化される。これが、円環的であれ直進的であれ、運動相で形象化された時間にほかならない。ところが、翻って反省するに、当の基準的運動自身、それが運動であるかぎり、時間で計測されねばならない。ここにおいて、当の運動の計測は、線形の運動軌跡上における“運動体”(これは「点的」に脱肉化され理想化されている)の位置に即しておこなわれることになり、尺度としての時間そのものは、その上に位置的規定性をもつところのそれ自身としては運動しない静止的な線として形象化される所以となる。こうして、移動的变化が時間的計測の物差しとされることを機縁にして、純粹な運動としての流過的時間、ないし、純粹な静止路線としての線条的時間、このような相での時間的形象化がおこなわれる。そして、この“軌跡”ないし“路線”といういずれにしても線状の“時間”が、周期的運動の回「数」と対応づけて“目盛”をつけられる。」433-6P

(小さなポイントの但し書き)「(人々がもし、例えば、成長的変様現象を物差しにし、それに即して「時間」を形象化するとすれば、“成長していく時間”といった相での形象化がもたらされることであろう。このたぐいの「時間形象」をも原理的には十分可能である。移動的变化でしかも周期的変化である太陽の運動が“偶々”基本的物差しとされ、それに即した形象化がおこなわれたために、線状の時間——流過的であれ路線的であれ——が表象されるというにすぎない。)」436P

(対話⑩)「茲に、固有の対象相で形象化される「時間」は、流過的時間であれ路線的時間であれ、あらためて省みるまでもなく、それ自身としては知覚的現相世界には内属しない。「時間」は、また、回想的記憶世界にも予期的想像世界にも、それ自身として見出されるわけ

でない。「時間」は、回想的世界、いな、過去の世界と現在の世界とを繋ぐ一関係として、また、予期的世界、いな、未来の世界と現在の世界を繋ぐ一関係として、剗切には、過去の世界—現在の世界—未来の世界の連続的・持続的な一存在様式として表象され、それ自身としての特定の“空間的”世界に内属しはしない。尤も、時間それ自身が特定の世界にそっくりそのまま所属するわけではないが、知覚的現在世界は“時間的厚み”をもっているし、回想的世界や予期的世界も、事象を経過相で回想・予期せしめるかざりで、やはり“時間性”をもっている。——時間なるものの流過的形象化を前提すれば、過去の世界、現在の世界、未来の世界はそれぞれ「時間」の一部分を分有するという表象になるし、時間なるものの路線的形象化を前提すれば、過去の世界、現在の世界、未来の世界がさながらモノ・レールのように「時間」に跨っているという表象になる。——時間それ自身なるものは、しかし、いずれにせよ世界の構成部分をなすわけではない。世界の内実をなす変化的現相は「先後的布置をもった持続」という存在様式を現示するが、この「先後的布置をもった持続」という存在様式をイデアリジーレンしたもの、それが「時間」にほかならない。(それは、「配位的布置をもった延長」という存在様式をイデアリジーレンしたものが「空間」であるのと同趣である。)「先後的持続」という存在様式をもつ変化的現相は、さしあたり、知覚的世界における“時間的ゲシュタルト”として与えられるが、回想的世界と知覚的現相世界、および、知覚的現相世界と予期的世界、これら両つの世界がそこに内属する身体的自我の自己分裂的自己統一を介して変樣的移動相で覚識されることにおいて、「先後的持続」という存在様式をもった変化相が両つの世界(従ってまた、そこに内在する「もの」)の推移にまで延長される。このことに俟って、上述しておいた通り、過去の世界—現在の世界—未来の世界が「先後的布置をもった持続」という存在様式で扱えられることが甬めて可能になる。が、「先後的布置をもった持続」というのは、変化的現相の射映的存在様式の「意味的所識」であることからしても、それ自身の存在性格はイルレアル＝イデアールである。「時間」なるものの呈する一種独特の存在性格は、帰するところ、それがイデアールな形象であることに存する。——人は、ここで、反問して言うかもしれない。なるほど、時間概念はイデアール＝理念的な形象であるにしても、時間そのものはまさにレアルな存在ではないのか？ 時間なるものがレアルに在るからこそ変化的事象(時間性ゲシュタルトを含む)が成立しうるのであって、時間こそが変化の存在条件ではないのか？ また、時間なるものがそれ自身イデアールだということになれば、イデアリテートに関する前篇一章での規定(そこでは「超時間的」ということがメルクマールの一つにされていた)が妥当しえなくなるのではないのか？ われわれ自身の回答はこうである。レアルに存在するのは変化相での現相であって、時間なるものが変化的現相とは別に独立自存するわけではない。先後という関係態、持続という関係態、これがレアルに実在するのである。だが、先後や持続という関係態、変化という現相、これの存在条件として「時間」というものがなければならないのではないのか？ 或る種の概念的整序体系においては、なるほど、「時間」なるもの「空間」なるものを基礎概念にして「変化」ということを概念的に把握(「ベグライフェン」のルビ)するし、線状に形象化された「時間」なるものを基底において、この線状時間における位置的限定や円柱的规定として「先後」や「持続」が概念的に定式化する。この概念的体系にあっては、変化という概念、持続という概念に対して、

時間という概念が基底的であり、“存在条件”をなしている。がしかし、この概念的整序体系は事柄に即すれば顛倒している。第一次的に存在するのはあくまで、先後や持続という契機を含む関係態＝変化態なのである。だが、先後や持続が存在するという事は、とりもなおさず時間が存在するという事ではないのか？ 先後的持続をそのまま時間と呼び換えるのであれば、それでよい。そのさいには、先後的持続態実在するのであり、“時間”とは当の実在態の存在様式の謂いにすぎない。つまり、そのさいには、変化態とは別に「時間」なるものが独立自存するわけではないのである。(独立自存する時間なるものは、上述しておいた通り、先後的持続態の存在様式をイデアリジーレンしたものにほかならず、換言すれば、先後的持続という存在様式の意味的所識にほかならない。)時間とは変化相にある世界の存在様式であり、われわれが「イデアリテート」を規定して「超時間的」というのは(「時間なるもの」を超越している謂いではなく)「不易」つまり「変化を超越している」ことの謂い、(万物流転の相にあるレアルな世界を超越していることの謂い)なのである。「時間」なるものも、それ自身としては「変化を超越している」イデアールな形象にほかならないわけであるが、われわれの謂う「超時間的」は「イデアールな時間なるもの」をこえている謂いではなく、「变化的世界を超越している」の謂いであるから、「時間そのもの」のイデアリテートはわれわれが「超時間的」ということをイデアリテートのメルクマールの一つとすることに何ら不都合を生じせしめない。——ところで、「時間」を以って変化的現相の存在様式とするとき、いわゆる“時間性ゲシュタルト”に鑑みるまでもなく、先後や持続は“時間感覚”の次元で覚知されるのであるから、「時間」は却って“アプリアリ”と謂わねばならないのではないか？ この点については、空間感覚に関して、前節の行文中、布置性や延長性の感知機能が生得的であるという意味でなら“アプリアリ”と言われうると認めたのと同趣であって、先後性や持続性の感知機能が生得的であるというかぎり、且つ、そのかぎりでのみ“アプリアリ”と謂うことが慥かに許されう。がしかし、これがアプリアリな時間直観、純粋な時間直観なるものの承認に通じないことは、空間直観、純粋な空間直観が卻けられるのと同断である。“感性的に直観”されるのは“感性的内容”に“充たされた”変化相にある現相なのであって、純粋時間とやらではない。」

436-9P・・・「生得的」に留目—宿題

(対話⑩)「われわれは、以上、時間の存在性が後論において格別な意義を帯びることを勘案して、幾つかの論脈にわたって議論を運んできたが、本節で敷いた伏線を手繰るためにも、そして時間なるものや遡っては空間なるものについてより立入って規定するためにも、時間・空間・事物を統一的な視界のもとに把え返していき、世界の作用的連関相や存在様相にまで討究の歩を進めなければならない。」 439P

たわしの読書メモ・・・ブログ 696

・雨宮処凛『相模原・裁判傍聴記 「役に立ちたい」と「障害者ヘイトのあいだ」』太田出版 2020

反貧困を軸に発言・運動・執筆している雨宮さんの相模原事件の裁判の傍聴記です。障害問題を軸にして差別の問題を総体的にとらえようとしてきたわたしサイドの立場から、反貧困という差別の問題で活動し、執筆活動をしてきている著者がどのように相模原事件

をとらえているのか、また相模原事件のとらえ返しという意味で、気になっていた本です。図書館で借りて読みました。

まず目次を揚げておきます。日にちの入った項目が「章」立てのようになっています。その「章」に当たる項目に更に小項目の見出しがある章があるのですが、それは省いています。

CONTENTS

まえがき

1月8日 第1回公判

思ったより妄想がひどい

1月10日 第2回公判

夜勤職員の調書

1月15日 第3回公判

遺族の供述調書読み上げ

1月16日 第4回公判

遺族の供述調書読み上げ・続き

1月17日 第5回公判

証人尋問に元カノ登場

1月20日 第6回公判

植松被告、30歳の誕生日 「戦争をなくすため、障害者を殺す」

1月21日 第7回公判

後輩女性の供述調書読み上げ

1月24日 第8回公判

初めての被告人質問で語った 「幸せになるための七つの秩序」

1月27日 第9回公判

やまゆり園で虐待はあったのか? 「2、3年やればわかるよ」

1月30日 植松被告に面会。

「雨宮さんに聞きたいんですけど、処女じゃないですよ?」

2月5日 第10回公判

遺族、被害者家族からの被告人質問

2月6日 第11回公判

これまでのストーリーが覆る。 「障害者はいらない」という作文

2月7日 第12回公判

精神鑑定をした大沢医師が出廷

2月10日 第13回公判

精神鑑定をした工藤医師が出廷

2月12日 第14回公判

「大事な一人息子に私は死刑をお願いしました」

2月17日 第15回公判

美帆さんの母親の意見陳述

2月19日 第16回公判

結審の日

3月16日 判決言い渡し

「被告人を死刑に処する」

対談

渡辺一史×雨宮処凛

あとがき

さて、「よく分からない、分からない」ということが連発されているのですか、その中でも、色んなひとが自分なりのとらえ方をしているのですが、いくつか押さえ損なっている話があります。植松被告は「頑張っているのに報われないひとがいるのに、「障害者」は・・・」というところで、「自分が頑張っているのに報われない」とかいうことが犯行のきっかけになったという主旨の斉藤環さんの話が出てくるのですが、植松被告自身は、堀江貴文こと「ホリエモン」に憧れています。自分の「才覚」とやらで汗をかかないで金儲けしているひとに憧れているのです。ですから、自分が頑張っているという発想はなかったのだと思われまます。楽しんで儲けるという発想がそもそも彼の中にあっただのです。ですから、「楽でない」と感じる介助の仕事に入る込むことが出来なかったのです。また、彼が「障害者」に対して、仕事に入って初期に「かわいい」(註1)と言っていたことをもって、「彼は変わってしまった」、という意見がかなり出ていたのですが、そもそも人格をもった対等な関係という押さえがあるところで、「かわいい」などという言葉を使うことはありえません。また、裁判過程で小学生のころの「障害者」に対する差別的な感情をもっていたという話が出ていますが、これはそもそも彼のみならず、今のこの差別社会で多くのひとがもっている感情で、多くのひとは他者から注意されて口に出していけないこととして学んでいきます。このことは後述します。

それから、最首悟さんが、「障害者福祉に携わる教え子」の話として「優生思想でも、なんでもない。単純な嫉妬ですよ」という話を紹介しているのですが、そもそも嫉妬は差別的な関係の現れで、そういう意味で優生思想のひとつの現れなのです。が、これは「嫉妬」と言えることでしょうか？ 嫉妬というのは「下位」、もしくは下位的な境遇にあると（勘違いも含め）思っているひとが「上位」もしくは上位的な境遇にいるひとに懐く感情です。彼は、施設の「障害者」たちを見下して、「かわいそうなひとたち」という表現をも用いています。そこに嫉妬という感情はないと思います。あるとしたら、介護職がそのハードな内容に合わない低賃金で他の職業のひとが良い賃金をもらっていることへの嫉妬が歪曲・屈折する形で、「障害者」にむけられたという押さえはできるかもとは思いますが。

さて、多くのひとが、優生思想を抹殺の思想とでもとらえているのかもしれませんが、青い芝の運動で、『母を殺すな！』を書いた横塚さんは、親の障害者殺しをラジカル（根源的に、鋭く）批判しつつ、自分達が子どもが生まれた時、「五体満足」かついみてしまう。そのことが自らの存在の否定となるのにそういう思いをもってしまう、その内なる差別を

とらえ返していました。それが優生思想そのものなのです。日本において長く反差別運動を牽引した部落解放運動において、「社会にある差別意識を空気を吸うようにとりこんでしまう」という表現がされていました。多くのひとが「障害者」に対する社会的差別意識を少なからずもってしまっていて育っていきます。それを払拭しようとしていくひともありますが（そしてこの差別社会で完全に払拭などできはしないのでしょうか）、多くのひとは「差別意識」はもったまま本音と建て前を使い分けて生きています。植松被告は、本音を表に出し、周りのひとはそれをきちんと批判するメッセージを（自らの「本音」の部分で共振したこともあつたろうので）出せないまま、そして彼がきちんと対話をしていく習慣を身に付けずに、他者の意見を聞かないというところで「犯行」に到ったのだとわたしはとらえています。

そもそも優生思想を狭義の抹殺の思想としてとらえる傾向が強いのですが、わたしどちらが上か下かという意識をもってしまふ、それが優生思想だと思っています。それは、そもそもが公教育の中で、成績ということで、どちらが上か下かという意識をもってしまふ、そこから優生思想が起きています。そして、親の職業、親や周囲のひとたちの差別的発言にさらされて育っていくこと、学習環境、スポーツ、ルッキズム、数多くの差別事項、その他（註2）。そもそも、この社会派差別で成り立っているのです、優生思想にとらわれないひとはいません。だから、それを払拭するには、反差別の思想を自らが獲得しそだてていくことしかないのです。

さて、この本に戻ります。雨宮さんは、この書を、いろいろ思考をめぐらせながら、「だけど、この14年、「無条件の生存の肯定」という言葉をスローガンにしてさまざまな活動をしてきた。」225P というところで、結論的なところに到っているととらえられます。それに、わたしも共鳴していました。

（追記）

わたしの事件直後に書いた文は、<http://www.taica.info/adsnews-59.pdf>
「相模原事件について・・・優生思想との対峙のために — 「犯罪の社会モデル」 を考える立場から—」

（註）

1 フェミニズムの論考・論攷では、性的なことにおける「かわいい」ということ自体を、「そこには守ってあげたいとかいう感情がある」として、その差別的なことの指摘がありました。

2 例えば、わたしは兄に教えられて将棋を憶えて、クラスメイトに教えながら、将棋をさしたりしていたのですが、その中で相手は知らないひとですから、勝つわけですが、その時に起きる相手を打ち負かしたという感情が起きることに身震いし、将棋を指すことを止めました。学生時代に周りで囲碁を打つひとたちがいて、その中でみていると打ち負かした時の感情的なことをみていました。勿論スポーツやそういう娯楽の世界でも、勝ち負けというよりも自分を磨く、たとえば囲碁の場合など、自らのひとつの構想的なことを楽しむという心境に至るひともいるのだとは思いますが、この社会は勝ち組・負け組という言葉の流布のように差別に満ち満ちた社会で、そのことがどのように発露していくか、その極端な例のひとつだとわたしはとらえています。

・高田一宏『新自由主義と教育改革 大阪から問う』岩波書店（岩波新書）2024

公教育が現在どうなっているのか、特に大阪維新の地方自治行政下で教育が如何に歪められたかを丁寧に押さえ、そして教育に対するいろいろな意見を押さえて、「二つの側面」という中身を丁寧に押さえ直しながら、自分の教育に対する見解ということを展開した本です。新書で、読みやすく判り易い書です。

ちょっとこの本からヒントを得て、わたしのとらえ返しを展開します。「二つの側面」ということは、著者は資本主義批判にまで踏み込まないで、色んな側面からとらえ返しをしています。資本主義批判に踏み込んでいっているわたしなりに押さえると、一つは資本主義社会の差別選別教育ということで、資本（主義的社会）に役立つ「人材の育成」ということと、二つ目は社会ということの矛盾とかもとらえて、自分の批判意見や感性をもち、社会の矛盾を解決していくことに参画・働きかけをしていくということに結局はなるのだと押さえ直します。わたしからするとそれは結局資本主義の止揚ということまで踏み込まないと競争原理的なことに飲み込まれていってしまうという傾向がとらえられるのです。勿論そういうなかでも、いろんな後者のことで試行錯誤していく試みは続けられてはいるのですが。

維新政治で教育というところでは、特に高校の無償化を評価できるという意見があるのですが、公立高校と私立の高校の比率が変化していくという、公的なことの民営化路線ということにつながることで、公立の高校が統廃合されていく流れが出ています。そしてユニークな取り組みが出来ていた公立高校がなくなっていくということも生み出されているようです。私立がユニークな教育ができるという面も指摘されますが、それは選別教育の競争原理主義のなかでのユニークさにすぎません。そして、維新の教育施策では、競争原理主義の徹底というなかで、結局いじめや不登校を生みしていくことになり（この本の中で検証されています）、差別と分断を招いていくことになります。資本主義社会の教育は、結局「人材の育成」ということで競争原理を徹底すれば色んな矛盾が起きるということで、道徳教育を持ち出すのですが、そもそも競争原理主義をどうするのかというところで、道徳教育自体が矛盾に陥るのです。それを、右派の戦前回帰や新自由主義者は国家主義をもちだしたりするのですが、新自由主義の競争原理の徹底化は自分中心主義のエゴイズムにしかならないので、国家主義のカルト的なことに陥らない限り矛盾を来たします。もちろん、国家主義のカルトは戦争とファシズムの道を突き進んでいくのです。

この本は維新政治への特に教育をめぐる批判の書として参考になるので、お薦めの本です。切り抜きは、いろいろ参照になる部分があるのですが、ほとんど共鳴していくつもの多大な切り抜きになるところ、新書で読みやすい本なので読んでもらいたいのを書きません。目次を挙げおきます。

目次

序——検証なき改革を検証するために

第1章 新自由主義的教育改革の潮流——歴史を振り返る

1 新自由主義的教育改革の系譜

- 2 日本の新自由主義的教育改革——二〇〇〇年代以降の政策転換
- 3 大阪の教育改革を検証する意義

第2章 大阪の教育改革を振り返る——政治主導による政策の転換

- 1 教育改革の幕開け——府民討論会の開催
- 2 改革を支える思想とは
- 3 改革以前の大阪の教育——人権・同和教育の歴史に学ぶ
- 4 教育政策の大転換

第3章 公正重視から卓越性重視へ——学力政策はどう変わったか

- 1 教育課題としての学力問題
- 2 前のめりな学力向上政策
- 3 学力テストは教育現場に何をもたらしたか

第4章 格差の拡大と地域の分断——小・中学の学校選択制

- 1 学校選択制の歴史と現状
- 2 大阪市の学校選択制——全国的な流れに反して
- 3 学校選択制はいま——広がる格差と地域の分断

第5章 高校の淘汰と進路保障の危機——入試制度改革と再編整備

- 1 人権保障としての進路保障
- 2 淘汰される高校、狭められる進路
- 3 チャレンジテストは中学校教育にどう影響したか

第6章 改革は成果を上げたのか——新自由主義的教育改革の帰結

- 1 教育課題は克服されたか——子どもたちの現実
- 2 保護者と学校は改革をどうみているか
- 3 検証なき改革の果てに

第7章 新自由主義的教育改革に対抗するために

- 1 学校選択制の歴史と現状新自由主義的教育改革の系譜
- 2 大阪市の学校選択制——全国的な流れに反して
- 3 学校選択制はいま——広がる格差と地域の分断

参考文献

あとがき

インターネットへの投稿から

2025.4.19 ARK TIMES 封建主義の復活という規定に対するコメント

封建主義の復活ではなくて、「ポスト・グローバリゼーション」ファシズムなのではないでしょうか？ ファシズムの螺旋的回帰としておさえられないのでしょうか？

(編集後記)

◆月二発刊（3日・18日発刊）を続けています。今年中は、続きそうです。

◆巻頭言は、「人権と反差別の違い」。人権論との対話はやってきましたが、論点を整理し

深化しようという試みです。

◆読書メモは、[廣松ノート] (7) の『存在と意味』第一巻の 12 回目。今、反貧困運動家として活動している雨宮処凛さんの『相模原・裁判傍聴記』、『新自由主義と教育改革 大阪から問う』は、大阪の維新政治の高校教育の無償化ということが新自由主義の公から民への移行という意味ももっているということを明らかにしています。

◆「インターネットへの投稿から」は前号の「編集後記」に書いていたことをまとめて次々号の巻頭言に書いていたところ、ちょうどユーチューブの番組で、「中世に戻った」とか「封建時代に戻った」とかいう発言が出ていたので、コメントしたものです。

◆前号にも書いたのですが、「HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと」に掲載しているのですが、「反差別資料室C」の「文献室」、新しい本の購入や読書に合わせて、今年4月初めに1年ぶりにリアップしました。

反障害—反差別研究会

■会の方針

「障害学において、「障害とは何か」という突き詰めがなされないまま、議論の煮詰めもなされないままでした。そこから起きる混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げていました。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この「会」でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成の作業です。「会」としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこともとらえ返ししながら、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会を変えようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としながら議論・深化していきたいと考えています。(文責 三村)

■連絡・アクセス先

E メール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害—反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>

反差別資料室 A <https://hiro3ads6.wixsite.com/adshr1>